

第 2 2 期第 4 回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 3 年 8 月 1 1 日（水） 1 4 : 0 0
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 会議室
函館市桔梗 1 - 2 5 - 1 3
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄
若山 唯敏、、山下 勉、佐々木 治一、
瀧川 久市、掛川 正春、柴田 一、佐藤 正美、
桜井 泰憲、森 祐、三上 浩、欠席（鎌田 光夫）
- 4 来 賓 北海道区水産研究所八雲さけます事業所 所 長 八重樫博文
道総研 さけます内水面水産試験場 さけます資源部長 隼野寛史
- 5 事 務 局 渡島総合振興局産業振興部水産課 課 長 高谷 則幸
漁業管理係長 北 弘由樹
技 師 小澤 友稀
渡島海区漁業調整委員会 事務局長 神崎 哲郎
- 6 議 題
議案第 1 号：「渡島海区における定置漁業権保護区域の設定」に係る委員会指示
の発動について
議案第 2 号：「津軽海峡海域におけるさけ船釣り禁止区域の設定」に係る委員会指示
の発動について
議案第 3 号：令和 3 年度秋さけ資源の適正利用を図るための実施方針に基づく対応
について

議案第 4 号：知事許可漁業に係る制限の内容及び申請すべき期間について（答申）

7 そ の 他

8 議 事

神崎局長

ただいまから、第 2 2 期第 4 回の渡島海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。

阿部会長

開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、時節柄、何かとご多忙の中を、各委員さんをはじめ、ご来賓の北水研八雲さけます事業所所長ほか関係の皆様にご出席を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、いよいよ九月からは秋さけ漁が始まりますが、さけます・内水面水産試験場の来遊予測によりますと、全道総数では、前年実績に比べ 8・5 % 減の 1 6 7 7 万尾との予想になっております。

一方、胆振も含めた、えりも以西噴火湾地区では前年実績に比べ 1 0 % 減の 4 1 万尾道南地区では前年実績に比べ 2 0 % 減の 1 9 万 2 千尾 と、大変厳しい見通しが示されてございます。

本道の漁業生産が減少する中、秋さけは大変重要な資源でございます今年の来遊が、予測を大幅に上回るものとなり、浜が大漁で潤うことを願ってございます。

さて、本日、ご審議をいただく議案は、「定置漁業権保護区域の設定」など、4 件でございます。委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単であります、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

神崎局長	本日委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。 国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所 八雲さけます事業所 八重樫 所長さま です。
八重樫所長	八重樫です、よろしくお願いいたします。
神崎局長	続きまして、地方独立行政法人北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場 隼野 部長さまです。
隼野部長	隼野です、どうぞよろしくお願いいたします。
神崎局長	渡島定置漁業協会及び渡島管内さけ・ます増殖事業協会 柳元専務 さま でございます。
柳元専務	柳元です、どうぞよろしくお願いいたします。
神崎局長	渡島総合振興局産業振興部水産課 高谷課長 さま でございます。
高谷課長	高谷です。どうぞよろしくお願いいたします。
神崎局長	同じく、漁業管理係 北係長さまでございます。
北係長	北です。よろしくお願いいたします。
神崎局長	同じく 小澤技師 さまです。
小澤技師	小澤です。よろしくお願いいたします。

神崎局長	以上でございます。よろしくお願いします。
阿部会長	会議に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。
神崎局長	本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。総委員 15 名中、 14 名の委員の方が出席しております。
阿部会長	はい、総委員数 15 名中 14 名が出席をしており、本日の委員会は成立を いたします。 次に、委員会規程第 8 条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。 若山委員さん、高野委員さんをお願いします。よろしくお願いします。 本日の委員会は、お手元の次第にありますとおり、議案が 4 件となっておりますので、 よろしくお願いします。 それでは、さっそく議案に入りますが、議案第 1 号と第 2 号は、漁業法第 120 条第 1 項に基づく委員会指示の発動に係る議案であり、関連がございますので一括して 上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	「ありません」
阿部会長	それでは事務局より説明願います。
神崎局長	それでは、私の方から説明させていただきます。 失礼ですが、座ったまま説明させていただきます。 まずは議案第 1 号「渡島海区における定置漁業権保護区域の設定」に係る 委員会指示の発動についてを説明します。お手元にお配りしております、資 料 1 をご覧ください。こちらは渡島定置漁業協会からの委員会指示発動に関

する要請書でございます。この要請は、定置漁業者が漁具被害や操業のトラブル無く操業に専念できるよう、定置漁具から、300メートル以内の区域を保護区域とするものであります。

2ページをご覧ください。こちらが今回、委員会指示発動に関する評価調書でございます。評価調書は、事業評価制度に基づく評価でありまして、発動要請を受けまして、委員会指示に関する評価調書を作成し、渡島総合振興局水産課に指示の内容が妥当であるか、法令に違反、抵触しないかなどの内容の検討を依頼しております。当委員会の点検の結果及び知事部局での検討結果、委員会指示の発動は妥当であり、見直しの必要なしとされました。なお、検討結果の詳細については、3ページと4ページとなっておりますので、後ほどご覧ください。5ページをご覧ください。こちらは、委員会指示の新旧対照表となっております。左側が、令和3年度、右側が令和2年度となっており、変更箇所にアンダーラインを入れております。備考欄にその変更内容が書かれております。昨年度からの変更箇所は、漁業法改正に伴う条項の変更、年表示、会長名の変更で、それ以外は前年同様となっております。6ページをご覧ください。こちらは委員会指示全文となっております。指示の内容ですが、1の保護区域は、従来のとおり、定置漁業権に基づき敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域です。2の指示期間は、令和3年9月1日から12月25日までです。3の保護区域内の行為の禁止の内容ですが、定置漁業権の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならないとしております。

続きまして、議案第2号の「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ」の採捕の禁止に係る委員会指示の発動についてを説明します。資料2をご覧ください。1ページから5ページまでは渡島管内さけ・ます増協、福島吉岡漁協、上磯郡漁協、函館市漁協、えさん漁協からのさけの船釣り禁止区域設定に係る委員会指示発動の要請書でございます。

この要請は、再生産用親魚を安定的に確保し、秋さけの増殖事業を円滑に

推進するため、船舶を使用して行う釣漁法によるサケの採捕を禁止するもの
であります。6 ページをご覧ください。要請を受けまして、第 1 号と同様に、
評価調書に基づいて、当委員会及び知事部局が検討した結果、委員会指示の
発動は妥当であり、見直しの必要なしとされました。詳細につきましては、
8 ページ、9 ページに記載されておりますので、後ほどお目通し願います。
10 ページ、11 ページをご覧ください。こちらが、委員会指示の新旧対照
表となっております。令和 3 年度、右側が令和 2 年度です。アンダーライン
は変更箇所、備考欄にその変更内容が書かれております。昨年度からの変
更箇所は、漁業法改正および漁業調整規則の改正に伴う条項の変更および規
則名の変更、加えて、年表示、会長名の変更で、それ以外は前年同様となっ
ております。12 ページ、13 ページが委員会指示全文、14 ページが禁止
区域の図面となっております。説明は以上でございます。

阿部会長 ただいま、事務局から議案第 1 号、第 2 号の委員会指示に関する説明が
ありました。このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言
をお願いします。

各委員 「ありません」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号と第 2 号について、原案
どおり漁業法第 120 条第 1 項に基づく指示の発動を決定したいと思います
が、ご異議ありませんか。

各委員 「ありません」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。
次に、議案第 3 号の「令和 3 年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るた

めの実施方針に基づく対応について」を上程します。

はじめに事務局および、道総研さけます内水面水産試験場より令和3年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針及び令和3年度来遊予想について説明いたします。よろしくお願いします。

神崎局長

それでは、座って説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。令和3年7月1日付けで道連合海区から、今年の実施方針について通知がありました。この実施方針は、連合海区において定められ、親魚確保対策や密漁対策に係る、各海区委員会の対応等が示されています。2ページが、実施方針の新旧対照表となっております。左側が令和3年度、右側が令和2年度で、変更箇所にアンダーラインが引いてあります。また、一番右側の欄に改正理由等が書かれております。本年度の実施方針の変更点ですが、特段の改正はなく、年度の変更、委員会承認日の日付けのみが変更となっております。3ページ以降が、実施方針の全文になります。親魚確保対策や密漁対策の推進に係る、海区委員会の対応等が記載されております。5ページが今年度の秋さけ漁獲見込量。6ページが河川への推定遡上量、7ページが推定来遊量となっております。続きまして、今年の秋さけの来遊予測について、資料3-2に基づき、道総研さけます内水面水産試験場 隼野部長より、ご説明いただきます。

隼野部長

さけます内水試の隼野でございます。まず、最初に、日頃よりですね、さけます内水試の実施しております調査研究に対しまして、多大なるご支援をいただいていることに関しまして、この場を借りまして御礼申し上げます。それでは、私の方から、今年の秋さけの資源状況について座って説明させていただきます。資料のほうは、今、紹介がありましたように、カラー印刷されたものでございます。今年の秋さけの予測と河川遡上の見込みということで、まず、今年の予測に入る前にですね、昨年の来遊の特徴について簡単に

説明いたします。まず、資料のですね一番上の図の1のグラフになりますけれども、全道の来遊数のグラフになります、グラフの中のですね一番右側の棒グラフが、昨年、令和2年度の来遊数ということになります。年齢別に色分けをしてございます。令和2年度の全道の秋さけの来遊数は、さきほどお話がありましたとおり、1, 833万尾と平成以降で最も少なかった平成29年度に次ぐ、少ない来遊数となりました。これはですね、主群である4年魚、4年魚といいますのは、平成28年生まれの群になりますけれども、5年魚平成27年生まれの来遊がともに低水準であったということになります。

次にですね、えりも以西噴火湾地区の状況でございますけれども、その下の図2をご覧ください。昨年の来遊数はですね、45万5千尾ということで、昨年比で87%ということで、平成以降で最も少ない来遊数ということになりました。年齢別には、5年魚が平成で最も少ない、4年魚は過去10年の平均値をやや下回る程度の数量にとどまったということでございます、一方ですね、3年魚は前年に引き続き多く、過去10年間では上から3番目の数量ということになりました。さらにその下の図3になりますけれども、これは、えりも以西道南地区の状況でございます。昨年は24万尾ということで、前年比100%ということで、この数字は平成以降で最小の数値となりました。年齢別にはですね、やはり主群である4年魚5年魚が少なくでですね、いずれも平成以降では最小あるいは2番目に少ない数量ということになります。続きまして次のページになりますけれども、3年魚も5万5千尾ということで過去10年平均の7割弱という数量ということになります。以上のようですね、昨年の全道的にですね4年魚5年魚の主群が来遊不振になりましたけれども、特に、えりも以西地区噴火湾、それから道南地区で特に顕著にそういう傾向が見られました。図の4に年齢別の来遊数を示してございます。最近では、平成26年級で若干資源の回復が見られましたけれども、それ以降は、若干の増減ありますけれども、依然低い水準にとどまっている状況にあります。

続きまして、その下の図、魚体サイズになりますけれども、令和2年は全道で3.15kgまで回復しましたけれども、やはり小型の傾向で推移している状況にあります。

それではですね、今年の来遊予測について説明いたします。

39ページになります。予測の仕方、手法なんですけれども、基本的にはですね、従来と同様にシブリング法という方法で予測値を算出しております。このシブリングという言葉なんですけれども、兄弟姉妹、兄弟関係という意味なんですけれども、例えば3年魚の多い年の翌年、次の年は、同じ兄弟関係にある4年魚も多くなる、4年魚が多いとやはり翌年には同じ兄弟関係にある5年魚が多くなる、こういう関係の兄弟間の数量関係を使っております。ただですね、近年、この兄弟間の数量関係に変化が見られておりまして、2010年以降若齢化というのが顕著に見られておりまして、そうなりますとですね非常にですね予測精度が悪くなる大きく影響するということがわかりまして、このためにシブリング法を基本としながらも、その方法に改良を、今年度、加えております。具体的には、図の6に色分けをして書いて示しておりますけれども、過去32年間、32個の点が全部でありますけれども、過去のデータの中に、高齢で平均年齢が高かった年のデータと低かった年のデータを分けまして、分離しまして、近年若齢化の傾向がありますので、今年は、この赤い点ですね、ラインが、平均年齢が低かった年のデータだけを使って予測をしております。そういうことで精度の向上を図ってございます。

令和3年度の秋さけの来遊数なんですけれども、先ほどご紹介がありましたとおり、全道で1677万尾、昨年比92%という数値になります。えりも以西噴火湾の方は、5年魚が6万尾、4年魚が28万尾合計で41万尾昨年比90%という来遊予測になっております。えりも以西道南の方は、下の図7になりますけれども、5年魚が3万尾、4年魚が10万尾の合計19万尾昨年比80%の来遊予測となります。

続きまして、次のページになりますけれども、河川への遡上状況ですね、

左側のグラフが回帰年別の各河川別に遡上した数を示されており、右側の方がですね、回帰年別ではなく、生まれ年別の年級別の遡上数のグラフになります。こちらについては、お時間のあるときに、後ほど、ご覧いただければと思います。

続きまして、42ページをご覧ください。令和3年の秋さけ推定遡上数と捕獲計画に対する過不足の見込みになります。下に表1と示してございますけれども、表の見方ですけれども、グリーンが推定遡上数、真ん中のピンク色が捕獲計画数、薄い水色が計画に対する過不足を示しております。表の中でですね、赤字になっている部分が推定遡上数が捕獲計画数を下回る不足するという部分について赤字でしめしております。当地区えりも以西噴火湾地区つきましては、後期において不足が見込まれる、道南地区はすべての時期で不足が見込まれている。資源の向上には、良質な卵の確保は重要です。関係者のみなさまにおかれましては、種卵の確保に向けて万全の体制を整えていただきますようお願いいたします。

全道的に漁獲の低迷が続く中でですね、定置漁業者のみなさまには非常にご苦勞があるかと存じますけれども、増殖事業の円滑な推進につきまして、これまで以上のご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

最後になりますけれども、参考資料ということで、放流時の海洋環境についてつけさせていただいております。まず、図1のオレンジ色のグラフでございまして、放流時期を示したグラフでございまして。噴火湾地区では、概ね3月上旬から5月下旬までの間、道南地区では、3月上旬から5月中旬までの間に放流されております。そのさらに裏のページにですね、放流した時の沿岸海水温を示しております。今年の5年魚4年魚3年魚、今年の5年魚平成29年春は水色のライン、4年魚は平成30年なので緑、3年魚はオレンジということで、それぞれ放流した時の水温、上の方の3つのグラフは、海面水温、下の方は、平年値、平均値に対する偏差を示しております。後ほどご覧いただければと思います。簡単ですが、私からの説明は以上となります。

す。

阿部会長

ありがとうございました、ただいま、事務局および、道総研さけます内水面水産試験場から説明がありましたが、このことについて、ご質問やご意見等はございませんか。

上見委員

はい

阿部会長

上見委員

上見委員

今道総研の方から、いろいろ説明があったんですけども、みなさんご承知のとおり、年々来遊が少なくなってきた中で、今年も少ないということで、これ水試さんの方で、どう見ているんですか？いろいろテレビなんかで、2030年までは水温が4度からも高くなるということで、その時には生態系、今でも自分でも、まあ、漁師をやりながら、年々変わっていつているのは沿岸の魚、目に見えてわかっているんですけども。サケってのは、温暖化の影響でここまで回帰率が悪くなっているのはどうみているんですか？

隼野部長

北海道のさけの増殖事業というのは、開拓使の時代以降130年ぐらい以上の歴史がありまして、その長い歴史の中でも、急激に増加してきたのは、1970年代以降なんですね。その時にどうして増えたか、3つ言われているんですね。一つは国主導で、放流が行われてきて、技術が非常に向上してきた。それは、餌を与えて放流サイズを大きくした。それともうひとつは、海に降海した後に餌がたくさんあって成長できる時期に放流した、適期放流ですね。これが国主導で行われたのが一つ。もう一つが、その時代に日本系のさけが降海して回遊する北太平洋の海洋環境が日本にさけにとって非常に良い状態にあった。それと、もう一つが、90年代入ってから北洋さけが終焉

したので、沿岸に入ってきた、その3つだと言われている。最高6千万尾の来遊をみるまでになって、その後2000年代に入って下がってきている。その3つの中で、増殖技術の高いレベル、北洋で漁をしていないのは全く変わっていない。変わったのは、やはり気候変動ということで、今の状況になっているのは、温暖化の影響が唯一大きいと考えています。ただ、今、ただ一言に温暖化温暖化といっても、北海道の海域毎の来遊状況は、減少してきた時期も違いますし、要因がそれぞれ違うということで、降海した後のいかに生き残りを高められるかというところで、今そこが一番ネックになって、放流した後の生き残りが悪いのが各地区で、やはり減っている原因だと考えていますので、私たちは、そこをなんとか高めようと、どうやったら高められるか関係者のみなさまと相談しながら進めているところです。

上見委員

言っていることは十分わかるんだけど、年々海水温が高くなって、さきから何年間からのデータを報告しているわけなんだけど、減っているのは事実なんだ。そのへんは逆いえば謙虚に事実として受け止めていかねば、やればなんとかなるべという考えでは、はたしてどうなのかなと、自分ではね、すごく不安があるわけ。やはり、組合としても、やはりサケの増殖というのは今までけっこう大きい訳ですからね、ここ数年、極端に回帰率が下がって、マイナスではかっていたんだ。その時にさ、この先、はたして、これだけ水温あがって、まだまだ今上がる報道も出された中で、はたして、努力も技術者の方で一生懸命やって努力してると思うんだけど、不安要素だけであって、なんとかまあ、このような状況の中で、間違って今年、予想より多く回帰あって、みなさんが漁があればいいんだけど。ものすごく不安だなと思っているもんですから、水試さんの今後の考えを聞きたいと思って質問した次第です。

よろしくお願いいたします。

阿部会長	それでは、今のはご意見として承って、改善をしていただくという考えで、よろしいですか？
上見委員	よろしいです。
阿部会長	そのほか
桜井委員	はい
阿部会長	どうぞ
桜井委員	隼野さん、ちょっとおききしたいのは、今の現状、放流時期ですよ、放流時期の問題で、ある程度予測で海域毎に適正な時期というのはありますよね。それに対する指導、適正な指導というのは予測をした上でやられているんですか？
隼野部長	はい、今、担当者が手分けして各地区の期別の回帰率と、その放流された時期、その時の水温の関係を精査してまして、例えばこの地区で言いますと茂辺地川では、前期中期後期 5度あるいは、8度から13度の適正な範囲の中で、期別のどういうタイミングで、その範囲の中で、うまく放流できるか、どの時期の資源を厚く放流できるかが鍵になっているとの感触を持ってまして、例えば、前期につきましては、早く放流するよりも少し遅く放流した方が回帰率が高いというのもありまして、その分前期を遅くすることによって、中期後期、後期が遅くなってしまう、後期はむしろ早く放流した方が回帰率が高いというのもありまして、その辺、どの時期の資源を伸ばすかを管内増協と相談しながら進めていきたい。

桜井委員 そこら辺が重要で、今までのように自由に放流するのではなくて、やっぱり適正な時期を選ぶ、前中後期群の放流時期、そうすれば積算温度の関係で、ある程度ふ化までのコントロールも必要ですよ、それから、ふ化した稚魚の育成のことも必要ですし、それから、より自然に近い状態で稚魚の健康な状態に保つとか課題がありますけれども、今までやってきた種苗生産事業の歴史がありますので、ここはもう温暖化というフェーズをにらみながら、そこはぜひ進めて欲しいと思います。

もう一点は、ここ数年、特に北方四島のエトロフでの先取りというのが、実は非常に多くて、水温が高いものですから、降りてこない。そこに止まってしまって、結果、定置に獲られてる。この値、数値というのは国や道で押さえていますか？

隼野部長 そこは、全く数値的なものは手をつけていない。

桜井委員 いわゆる新聞報道に出ているような値しかわからないということですね。相当な量ですね、ここ数年もうエトロフでの定置によるサケの量はかなり上がっている、おそらく、日本に来るべきサケが、あそこで待機していて獲られている可能性があるんで、その辺のデータもできれば本当は入手できると思います。これは以上ですね。

阿部会長 さけますの方でも水温等考えながら、どの水温が一番良いのかというのを今考えながら放流しているということで、今話があったように、後期群になると回帰率が悪いよということでどういう風にすれば、ある程度、前倒しできるかとやってございますので、そういったものをご意見とした中でやってもらいたいと思います。
よろしいでしょうか？

隼野部長	「はい」
阿部会長	ほかに質問等ございませんでしょうか？
各委員	「ありません」
阿部会長	ないようですので、次に実施方針に基づく本年度の対応案について事務局より説明いたします。
神崎局長	資料３－３をご覧ください。１「秋さけ親魚確保対策の推進」についてですが、上段の枠内をご覧ください。実施方針第１の２の（２）に、「各海区漁業調整委員会は、総合振興局から地区連絡会議で決定した措置の円滑な実施のために要請があった場合には、揚網等による自主規制などの必要な措置を講じるものとする。」とされております。この実施方針に基づく対応につきましては、資料下段の「対応フロー」により、例年同様の対応を行いたいと考えております。具体的には、渡島秋さけ資源対策連絡協議会で決定された内容について、渡島総合振興局から渡島海区委員会あてに措置の円滑な実施のための要請がなされた場合、この要請内容をもって関係者に通知するものであります。総合振興局から要請を受けた場合の指導措置につきましては、正・副会長に御一任を頂けますようお願いします。 なお、本年の措置については、７月２９日付け、渡島秋さけ資源対策連絡協議会で協議されており、その結果を、資料の中段「対応案」の欄に記載しています。「自主規制については、予測された来遊数及び河川への推定遡上数を鑑み、計画通りの種卵が確保できる見通しにあると判断し、対策を講じない。但し、今後の親魚遡上状況の推移により、不測の事態が生じた場合はこの限りではない。」となりました。参考として、過去の自主規制措置について記載しております。

次に2ページをご覧ください。2「操業終期に関する暫定措置について」ですが、実施方針では親魚確保計画を達成する見通しを得た場合に、操業終期、いわゆる漁期延長を知事に要請できることになっております。

この対応案としましては、例年と同様ですが、資料中段の当地区から知事に要請する場合、また、資料下段の関係海区委員会から協議があった場合、えりも以西海域の日高、胆振海区委員会等から協議があった場合が想定されますが、それぞれ、対応フロー図の流れのとおり、対応して行きたいと考えております。なお、この協議あった場合の回答につきましても、正・副会長にその対応を御一任を頂けますようお願いいたします。説明は、以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、ご質問やご意見等はございませんか。

各委員

「ありません」

阿部会長

ご質問やご意見がないようですので、1の秋さけ親魚確保対策の推進についてですが、渡島総合振興局から要請を受けた場合の当海区の指導措置として関係者に対し文書通知を行うこととし、今後に係る対応につきましては、正副会長にご一任を頂きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、2の操業終期に関する暫定措置についてですが、知事に要請する場合、及び関係海区からの協議を受けた場合の対応については、正副会長にご一任を頂きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

阿部会長

ご異議がないようですので、正副会長にご一任を賜ったものとして、決定させていただきます。

次に議案第4号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）」を水産課より説明いたします。

北係長

振興局水産課の北でございます。失礼ですけれども、座って説明させていただきますと思います。

私の方からはですね、すけとうだら固定式刺し網漁業道南太平洋海域の知事許可漁業に係る制限措置の内容および申請すべき期間についてご説明させていただきます。資料につきましては、資料4となっておりますので、ご覧ください。本漁業につきましては、令和3年9月30日をもちまして現行許可の有効期間が満了いたします。このため、一斉更新にあたり、漁業法に基づき、資料4にございますが、令和3年7月13日付け漁管第883号により、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご意見を求めるでございます。

資料4をめくっていただきまして、折り込みのA3資料でございますけれども、こちらが渡島胆振管内の道南太平洋海域のすけとうだら固定式刺し網漁業許可の告示案となっております。まず左側（1）から説明させていただきます。（1）漁業種類でございます。漁業種類は、すけとうだら固定式刺し網漁業です。区分といたしまして、1ページから2ページ中段までが胆振総合振興局管内の20件、2ページ中段から4ページまでが渡島総合振興局管内の32件となっております。次に（2）操業区域ですが、資料のとおりとなっております。各海域の詳細につきましては5ページ目に別記に記載してございます。なお、現許可内容からの変更はございません。次に

(3) の漁業時期についてでございますが、毎年10月1日から翌年3月31日まででございます。なお、渡島管内の渡海共第65号共同漁業権漁場区域におきましては、10月1日から翌年1月31日までとなっております。こちらにつきましても、現許可内容からの変更はございません。続いて(4)の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数についてでございますが、こちらにつきましても、資源に見合った操業体制の構築と漁業生産の発展を図るため、現行の許可の数を基本といたしまして、新規に許可申請を行わない見込みにある数を減らす考えによりまして、振興局と関係漁業協同組合さんの方で調整した隻数となっております。これにより、胆振総合振興局管内では7隻減少、渡島総合振興局管内では、22隻減少となり、両振興局管内合計で29隻の減少となっております。

続きまして(5)の船舶の総トン数についてでございますが、こちらは資料に記載のとおりで、こちらも現許可内容からの変更はございません。続きまして(6)の漁業を営む者の資格についてでございますが、胆1から胆20までが胆振総合振興局管内に住所を有する者、渡1から渡32までが八雲町熊石地区を除く渡島総合振興局管内に住所を有する者となっております。こちらにつきましても、現許可内容からの変更はございません。続いて、許可又は起業の認可を申請すべき期間でございますが、こちらにつきましては、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により1月を下回らないこととなっていることから、令和3年8月16日から同年9月15日までを予定してございます。最後になりますが、備考に許可等の有効期間、申請書の提出先、許可に付する条件を記載してございますので後ほどご覧いただければと思います。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

阿部会長

ただいま、水産課から議案第4号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いし

ます。

桜井委員

ちょっと、確認

阿部会長

どうぞ

桜井委員

これ減船２９隻の減船ですけれども、これは今後漁業をしないという形での減船か？

北係長

今回、資源状況と今の許可実績等を踏まえて、関係漁協と協議して、さきほど説明したとおりなんですけれども、今後の資源状況ですとか、そういったものが変わって、操業の希望があれば、それは増ということは可能ではございます。ただ、留意していただきたいのが、要望されてもですね、このように公示して募る訳でございますので、希望した方がそのままできるということにはならないので、そこらへんは、留意していただきたいと考えています。

阿部会長

よろしいでしょうか？

桜井委員

はい

阿部会長

この他に、ご質問やご意見等はございませんか。

各委員

「ありません。」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようようですので、議案第４号については、当委員会として、適当である旨、答申することで、ご異議ありませんか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。
最後に 4. その他で何かございませんか。

各委員 「ありません」

阿部会長 何もないようですので、これで、第4回委員会を終了させていただきます。